小規模個人再生による再生計画不認可

平成２３年（再イ）第４２号

岐阜市則武西２丁目28番12号
再生債務者　栗山　喜晴
1　主文　本件再生計画を認可しない。
2　理由の要旨　平成23年12月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法202条２項２号に定める事由がある。
平成24年３月２日　岐阜地方裁判所

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再ロ）第１３号

さいたま市北区日進町２丁目255番地
再生債務者　小谷　貴一
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年３月23日まで
4　一般異議申述期間　平成24年４月６日から平成24年４月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再ロ）第３号

札幌市手稲区前田７条14丁目２番35号
再生債務者　大久保秀昭
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年３月26日まで
4　一般異議申述期間　平成24年４月９日から平成24年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再ロ）第１３号

大阪府茨木市東太田３丁目１番８―505号
再生債務者　古田　聖文
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年３月30日まで
4　一般異議申述期間　平成24年４月２日から平成24年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再ロ）第１号

大分市敷戸南町７番３号
再生債務者　吉田　豊三
1　決定年月日時　平成24年３月５日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年４月２日まで
4　一般異議申述期間　平成24年４月16日から平成24年５月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第１０００５号

茨城県ひたちなか市大字足崎1474番地429
再生債務者　佐野　浩一
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年２月10日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年３月26日まで
平成24年３月５日　水戸地方裁判所

平成２３年（再ロ）第４号

愛媛県西条市古川甲114番地37
再生債務者　石川　照明
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年２月17日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年３月26日まで
平成24年３月５日　松山地方裁判所西条支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第１９号

千葉市若葉区若松町2110番地18　ダイアパレス桜木Ⅲ512号
再生債務者　梅澤　智弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年２月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月１日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（再ロ）第９号

千葉県鎌ケ谷市東初富３丁目５番29号
再生債務者　松田　英治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年２月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月１日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（再ロ）第１７号

千葉県八千代市八千代台北５丁目３番地７
ハイホーム八千代台503号
再生債務者　藤代　友美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年２月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月１日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（再ロ）第４号

熊本県熊本市新屋敷３丁目５番16号
再生債務者　早川　文乃
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月２日
熊本地方裁判所民事第１部

会社その他公告

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
なお、この合併については平成二十四年三月六日に北海道知事の認可を得ています。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十四年三月十三日
札幌市東区本町二条四丁目八番二〇号
（甲）医療法人社団三草会
理事長　門司　順一
北海道千歳市蘭越九七番地の二
（乙）医療法人北海道新仁会
理事長　石橋　輝雄

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
なお、この合併については平成二十四年三月五日に合併後旧主務官庁の認可を得ています。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十四年三月十三日
埼玉県入間市大字上藤沢七三〇番地一
（甲）社団法人入間地区医師会
理事　澤田　壽一
埼玉県入間市大字上藤沢七三〇番地一
（乙）社団法人入間市医師会
理事　小室　順義

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
効力発生日は平成二十四年四月二十一日であります。
組織変更後の商号は株式会社総本家かん川とします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十四年三月十三日
兵庫県赤穂市中広一〇八番地の二
合資会社総本家かん川
代表社員　寒川　紀子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十四年三月十三日
広島県尾道市新浜二丁目五番二三号
難波木材合資会社
代表社員　難波　秀行

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年三月六日
掲載頁　九十一頁（号外第五十号）
平成二十四年三月十三日
東京都品川区南大井二丁目二七番二号
株式会社ホクシン・アクセス
代表取締役　山本多恵子